施設等利用費の請求手続き

施設等利用費の支払いは、償還払い（保護者が一旦利用料を支払い、後日請求により払い戻しを受ける）となりますので、利用料の払い戻しを受けるためには、八女市子育て支援課に請求をしていただく必要があります。下記をよくご確認いただき、請求書および添付書類の提出をお願いします。

１．請求に必要な書類

・**施設等利用費請求書（償還払用）**

・**振込先が確認できる通帳等の写し**（初回または口座を変更する場合のみ）

＜認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育を利用の場合＞

・**領収証**（認可外保育施設等が発行）

・**提供証明書**（認可外保育施設等が発行）

＜ファミリー・サポート・センターを利用の場合＞ ※送迎のみの場合は対象外

・**活動報告書**（提供会員が発行）

２．支払時期、請求受付締切

支払いは年４回（８月、１１月、２月、５月）で、請求の受付締切は支払月の前月１０日までとなります。

【支払いスケジュール】

期別	利用月	請求受付締切※	支払月
第１期	4～6 月	7 月 10 日	8 月
第２期	7～9 月	10 月 10 日	11 月
第３期	10～12 月	1 月 10 日	2 月
第４期	1～3 月	4 月 10 日	5 月

※土日祝日の場合は翌開庁日となります。

※支払月は前後する場合があります。

３．施設等利用費の月額上限額

３～５歳：月額 40,300 円、０～２歳：月額 45,700 円

※ただし、在籍する幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や預かり保育が十分な水準でない場合に認可外保育施設等を利用する際は、次の額から預かり保育に係る施設等利用費を控除した額が上限となります。
（３～５歳：月額 12,300 円、２歳：月額 17,700 円）

※実際に支払った利用料と月額上限額を比較して、小さい方がその月の請求額となります。

※利用月の年度４月１日時点の年齢となります。

【問い合わせ先】
八女市役所　健康福祉部
子育て支援課　こども保育係
電話：０９４３－２３－１３５１